

昭和46年 4月1日 制定
平成7年 4月1日 一部改定
平成29年 3月10日 一部改定

東海支部研究部会会則

研究部会委員会

(名称)

第1条 この部会は、公益社団法人日本鑄造工学会東海支部の研究部会委員会に属する研究部会（以下、部会）という。

(目的)

第2条 部会は、東海支部及び会員の活性化のための支部事業活動の一環として鑄造に関する技術を調査・研究し、技術情報を共有化することで部会員の技術力を高めることを目的とする。

(構成)

第3条 部会は、東海支部会員の要望と関心の高い分野に関する常設部会として設ける。
なお、部会の新設、廃止に関しては理事会の議決を経て行う。

第4条 部会ごとに次の役員及び事務局を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 代表幹事 1名 ※必要に応じて置く
- (3) 幹事 若干名
- (4) 事務局（会計） 1名

第5条 部会の会員（以下、部会員）は大学・研究室、試験研究機関、及び企業及び有識者とする。

第6条 部会は重複して加入することができる。入会の承諾は部会ごとに決定するものとする。

(会議及び運営)

第7条 部会は年間を通じ数回以上の事業（例会）を開催し、研究活動を行う。事業内容を議事録として残す。

第8条 部会長は、部会を統括、必要に応じて役員会を開催、次の事項の運営管理を行う。

また、定期的に理事会及び総会にて報告する。

- (1) 部会の事業計画の立案、進捗状況、研究活動成果報告
- (2) 部会の実施事業の予算立案検討、管理、収支決算報告
- (3) 定期的な（1回/3～4年）活動報告書の刊行

第9条 部会員は部会の目的達成のために、部会運営に協力にする。

第10条 事業計画に関する検討に際しては財務/会計と連携を取り、公益社団法人化に伴う内閣府からの指導に基づき、年度収支予算を適切に立案、見直しする。

(委嘱)

第11条 部会長は理事会において選任され、支部長が委嘱する。

第12条 部会の代表幹事、幹事、事務局（会計）は部会長が委嘱する。

(任期)

第13条 役員及び事務局（会計）の任期は1年とする。

但し、再任を妨げない。

(退会)

第14条 部会員が退会を希望する場合には、書面（形式自由）にて退会届を部会に提出する。

(会費)

第15条 部会員は部会ごとに会費を納入する。

会費は4月に起算して、理事会で部会ごとに承認を得た年会費とする。

(経費)

第16条 部会の経費は、会費、支部の特別会計（研究部会基金）及びその他から支弁する。

各部会は理事会にて承認された報告書作成積立金（研究部会基金）を支部会計に支払うものとする。

但し、部会を運営するにあたり経費不足を来す場合は、研究部会委員会の同意を得て、参加費や資料費などの実費を部会員から徴収することができる。

(会計年度)

第17条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規程の改廃)

第18条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

- 附則
1. 本会則は〔公益社団法人化対応〕〔支部事業の円滑な運営〕を目指し、支部運営改革委員会（委員長：寺嶋支部長）で2015年（平成27）年度から取り組んできた〈常設委員会の業務分掌及び活動内容〉の明文化に併せて改定したものである。
 2. 本会則は1971年（昭和46）年4月1日制定、1995年（平成7）年4月1日一部改定。今回の改定は2017年（平成29）年3月理事会承認を経て、正式運用とする。